

Title	中世における妙音天：楽と信仰の面から
Sub Title	Myoonten in medieval times
Author	土屋, 紀慶(Tsuchiya, Osanori)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2003
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.85, (2003. 12) ,p.1- 24
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00850001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世における妙音天

——樂と信仰の面から

土屋 紀慶

一 はじめに

琵琶を三昧耶形として持つ妙音天が本尊として祀られ、脚光を浴びようになるのは、平安時代末期の藤原師長の頃からである。それ以前にも『台記』久安三年（一一四七）十月十四日条に妙音天の名が挙がり、『文机談』には「妙音天女の靈像を図したてまつりて、錦袋七重にこめて本鳥につけたてまつり給」という桂流琵琶の祖である源經信（一一〇一—一〇九七）の逸話が挙がっているが、具体的な様相が見えてくるのは師長以後のことである。

琵琶の演奏を始めとして様々な音楽活動に堪能だった師長は、自らを妙音院と号し、妙音堂という堂宇を建てて妙音天を祀っていた。その妙音堂と妙音天が後に西園寺公相に伝えられ、そのことが西園寺家が琵琶の家としての地位を確立する要因の一つとなったことは、既に指摘されている通りである。時代が下ると、この妙音天を根本像として伏見宮家や山科家の妙音天が作られ、中には琵琶ではなく箏を弾く妙音天というものが出現することになってゆく。

本稿は、中世に琵琶の世界を中心として広がりを見せる妙音天とその信仰について、秘曲伝授関係の資料や公家の日記を用いて考察を試みるものである。

二 秘曲伝授における妙音天

琵琶には楊真操・流泉・啄木という三種の秘曲が存在し、それらを伝授されることは琵琶を習う者にとって大きな意味を持っていた。記録という形で後世にその伝授の様子が伝えられたのは『琵琶秘曲伝受記』所収「六条入道内大臣殿御記」が初めてである。これは大宮実宗が師長から啄木を伝授された時の記録で、建久三年（一一九二）六月二十七日のものである。師長はこの後一ヶ月も経たないうちに没するので、この記録は師長の死の直前のものであるということになる。この実宗への伝授が、師長が作ったとされる『樂家伝業式』に非常に近い形で行われていることを指摘したのは磯水絵氏である。^③『樂家伝業式』から妙音天に関係するところを抜き出すと

次修諷誦、読諷誦文之間、令搥鐘^三、

（中略・導師に布施を与え、諸人を門外へ出す）

次師弟進立本尊前、師先起座^{此間弟子下、師長押}、經西庇并南孫廂、進立正面間中央^{北面}、弟子立同間簀子敷^{北面}、

次師弟共礼妙音天^三、了跪居、

次師啓請可授其曲於某人之由、了經本路復座、

次弟子同、復座^④、

となっていて、実宗自身の記録とは異なる。実宗以後の秘曲伝授資料を追っていくと、『楽家伝業式』は秘曲伝授儀式の規範となり、妙音天に拝礼するのはごく当たり前に行われていたということが分かり、それゆえ妙音天像を自家に持っているということが重要であると判明する。その中でも西園寺家は、師長以来の妙音天像を、やはり師長以来の妙音堂に安置しているという状況であったから、特別に敬意を払われ、一目置かれる存在となったのである。

しかし、天皇や上皇が伝授を受ける場合においては『楽家伝業式』に従っていない部分があり、妙音天の扱いが異なっている。磯氏が指摘されているように、師長の弟子であった二条定輔から後鳥羽院への啄木伝授が天皇家の先例となり、踏襲されていくのである。この伝授は妙音堂では行われず、妙音天は出てこない。妙音天に拝礼する代わりに妙音堂に献馬するということを行っている⁽⁵⁾。大宮実宗や西流琵琶の藤原孝道らと対立した二条定輔の立場が窺い知れるところである⁽⁶⁾。

なお献馬の例は、当初は妙音堂で伝授を行わない皇族の記録にのみ見えるものであったが、後には皇族以外の人間が伝授を受ける際にも行われるようになり、しかも伝授の場が妙音堂である時にも行われることがあるようになった。これは、献馬が本来持っていた意味が徐々に薄れ、儀式の中の一項目に過ぎなくなっていく過程を表していると思われる。

このようなやり方が変わったのが崇光院の時のことである。崇光院は正親町忠季・今出川公直・栄仁親王の三人に啄木を伝授しているが、いずれにおいても妙音天像を懸けている⁽⁷⁾。慣例を破って妙音天像を懸けることによって、妙音堂の妙音天の宝前において行われる伝授形態に近づけようとしたのであろう。また、弟の後光厳院が即位し、笙を好んだという事情を背景に持っていたので⁽⁸⁾、北朝の嫡流たる自己の權威を、妙音天を利用して高めようとする意図もあったと思われる。後には箏や笙の灌頂の際にも妙音天が懸けられている⁽⁹⁾。

ところが、皇族が伝授を受ける際に妙音天を懸ける例は、実はもっと早くに存在していた。それは後醍醐天皇の時のことである。後醍醐天皇は元亨二年（一三三二）五月二十六日、方違えのために北山第に出向き、南屋の寢殿で今出川兼季から啄木伝授を受けた。その場は妙音堂ではなかったものの、兼季の『啄木御伝授記』には「奉懸妙音天像^四」「次令奉礼妙音天御^五」の語句が見える。しかし、この時の伝授は後の世の先例とならなかったばかりか、崇光院や栄仁親王の記録では黙殺されているに等しい。これはやはり南北朝の分裂が尾を引いているのであろう。崇光院や栄仁親王は北朝の嫡流であり、後醍醐天皇は南朝である。これゆえに後醍醐天皇の伝授は北朝方では別物とされたのではあるまい^四か。

三 日常における妙音天

ここでは、秘曲伝授といういわば晴の場ではなく、公家の日常における妙音天を考えたい。妙音天像を所有する西園寺家・伏見宮家・山科家の日記には、妙音天を前にして楽を催すという記事が数多く見出せる。そのような記録から、妙音天がどのように祀られていたのか、またその特色は何かということを探っていきたい。

本稿末尾に掲げたのは、主に楽に携わる家の日記の中から妙音天に対する供養だと思われるものを管見の限り抜き出して、妙音天供養記録年表としてまとめたものである（秘曲伝授に関係するものは省略した）。表の一番上の段の数字は便宜上付けた通し番号であり、以下この数字によって論を進めていく（表1・表2……のように記す）。

i 妙音講

表1他の記述により、妙音講というものがあつたことが知られる。中世には往生講を始めとして様々な講が催されたが、妙音講もその一種である。これはどのようなものであつたか。

樂書の中で妙音講について記しているのは『體源抄』と『樂家録』である。『體源抄』三ノ下には

妙音院相国令造給妙音院本尊男形ノ妙音天四条、北室町東也、毎月十八日妙音講ヲ行ル調子平盤黄此ノ三ノ調子ノ樂ヲ次第ニマワリテセラレケリ、講ハテ、催馬樂朗詠アリ

録日ヲ十八日ニ被定事ハ如何不事也、觀音緣日間前一向⁽¹⁾、弘法ニナキコトナリ、水鏡傳説ナリ、不可用解也

とあり、『樂家録』卷第四十三「年中奏樂」第三十八「妙音講」には

妙音講六月十五日也、毎歲於西園寺殿亭有之、凡所用之曲平調也

樂所者六月七日祭之、而尋常用每亥巳之兩日、以奏音樂也⁽²⁾

とある。

『體源抄』の記述は、割書を除き、小異はあるものの『愚聞記』からの引用である。『愚聞記』の成立は文永九年（一二七二）以後で、『體源抄』が成立したのは永正九年（一五二二）であるが、それぞれの周辺を表で確認しても、毎月十八日に妙音講を行っていたとする記録は見出し得ない。妙音院相国即ち師長の頃に妙音講があつたかどうか定かでない、十八日という根拠がどこにあるのかも明らかでない⁽³⁾。

『樂家録』は江戸時代に入った元禄三年（一六九〇）の成立であり、そこに書かれていることがどこまで遡れるかが問題となるが、六月十五日が西園寺での妙音講だという。『樂家録』とはほぼ同年代、貞享二年（一六八五）の序を持つ『日

次紀事』の六月十五日条には

神事 妙音講 西園寺家被_レ修_ニ妙音講_一、今日供_シ種々ノ珍菓_ヲ於家内妙音天ノ像ノ前_ニ、堂上并_ニ樂人相聚_リ修_ス管絃_ヲ、

西園寺家ノ外彈_ニスル_ノ琵琶_ヲ之家モ亦粗_ニ此ノ式_一、近世有_レテ故十六日_ニ修_レ之_ハ、

とあり、西園寺家の妙音講は十五日もしくは十六日であることになっていて、『樂家録』と一致する。ただ少なくとも中世の記録を見る限り、妙音講を十八日や十五日（もしくは十六日）に行うことを慣例付けるようなものは見出せないのである。このあたり、何か混乱があるのだろうか。

表1には「如例」とあることから、妙音講はそれまでも頻繁に行われていたのだろうということは察せられるが、管見の限り「妙音講」の語の初出である。西園寺家が琵琶の家として最も隆盛であったのは実兼と公顕が当主であった時期としてよいと思うが、この時期の記録が少ないのは残念である。

さて、『看聞日記』の頃まで、十九日に妙音講や法樂が行われる例が多く見られる。『看聞日記』には特に「十九日」ということに言及した記事があり、このようになっていいる。

今曉夢想大通院四絃灌頂被授下、其様深秘不可説也、調之様兼如推量也、印ヲ結給、委細不能記之、可有道之冥伽歟、殊更十九日也、妙音天加護隨喜無極、

応永三十二年（一四二五）三月十九日条

ここに出てくる大通院とは『看聞日記』を著した貞成親王の父の栄仁親王のことであり、その栄仁親王から灌頂を授かる夢を見たというのである。この灌頂というのが琵琶の灌頂を指していることは「四絃」という言葉が使われているこ

とから明らかであるが、この夢を見たのが十九日であったことから、「妙音天加護隨喜無極」と感動しているのである。それではいったいこの「十九日」とは何を指しているのだろうか。⁽¹⁵⁾

一つの有力な手がかりは、これまでも名を挙げてきた妙音院師長が十九日に没しているということである。『皇代暦』の師長薨伝には「入道前太政大臣師長、建久三年七月十九日薨^{五十五}、於四条町亭⁽¹⁶⁾」とあり、『公衡公記』弘安六年（一二八三）七月十九日条にはこのような記事がある。

未剋予退出、向西園寺、今日妙音院禪閣御忌日也、仍為執行仏事・講演^{無衆}、等也、其儀如例、^{仏供養導師宗内僧都、講演師堯遍僧都}事訖帰家、⁽¹⁷⁾

師長の忌日であるから仏事を行ったというのだが、その次の「講演^{無衆}」というのが表1と関わる。

通常の妙音講は樂を伴う管絃講の形式で行われる。『體源抄』に「調子平盤黄此ノ三ノ調子ノ樂ヲ次第ニマワリテセラレケリ」とあったのはそのことを示している。平調・盤涉調・黄鐘調の三つの調子の曲を季節ごとに順番に演奏するのである。しかし表1の妙音講では樂は奏されなかった。ということは恐らく、式文を読み上げることがその主な内容であっただろう。表1にはそれが明確に表されていて、妙音講を催すにあたって、樂はなかったが式を読んだという。妙音講で読まれるのは妙音天講式であると思われる、表1・表11ではともにそれが読まれたものと考えられる。

『公衡公記』の記述は、西園寺において師長の供養のために仏事と講演を行ったとしている。師長の供養をする際の本尊として最もふさわしいのはやはり妙音天ではないだろうか。割書部分には「講師師堯遍僧都」なる人物が挙がっており、この人物が講式を読み上げ、講を進めたことが分かる。そしてこのような形で師長と妙音天を西園寺で供養する

ことは「其儀如例」とあるように毎年のことであり、その供養の場は妙音堂であったと考えて間違いないと思われる。「講演」という語には、楽を奏する意が含まれており、その上でこれが妙音講を執行したことを指しているとするならば、楽が演奏されなかったという注記をわざわざ記す意図が鮮明になってくる。⁽¹⁸⁾

ここで簡単に妙音天講式について触れておきたい。妙音天講式に言及した記録は『教言卿記』応永十四年（一四〇七）九月二十一日条に「妙音講式高橋点⁽¹⁹⁾了」とあること以外に見つからない。ここでは加点了ということだけが示されているが、少なくともこの段階で読み方の定まった講式本文が存在していたということになる。現存するものとして、乾克己氏が大原遮那院藏本を、⁽²⁰⁾岩田宗一氏が高野山金剛三昧院藏本・大原勝林院藏魚山叢書本・立命館大学西園寺公文庫藏本・大原実光院藏本を紹介され、岩田氏は遮那院藏本を含めた諸本の比較を部分的にはあるが行っている。⁽²¹⁾他にも学習院大学文学部日本語日本文学科研究室とお茶の水図書館成實堂文庫に蔵されているものがある。五段からなる本文を持ち、その本文は『金光明最勝王経』巻第七・大弁才天女品からの引用が多いのが特徴の一つに挙げられるが、この講式についての考察は他日を期すことにしたい。

さて、妙音講は表18以降は見られなくなっている。実際に行われなくなってしまったのか、記録に現れて来ないだけなのか、判然としないが、応仁の乱から戦国時代に入る頃には、妙音講を行うようなゆとりはなかったであろうし、楽人が集まるだけでも難しい情勢という時期もあったから、⁽²²⁾個人で祀るやり方が主にならざるを得なかったであろう。

ii 妙音天縁日

表を見て「十九日」の他に目に付くのは、干支の巳の日である。また表19になると、「妙音天御縁日」なるものが現

れてくる。これは何だろうか。また、妙音天信仰とどのような関わりをもっているのだろうか。

巳の日を縁日として信仰を集めるのは弁才天、とりわけ宇賀神と習合した形の宇賀弁才天である。日本では弁天三部経（もしくは五部経）と呼ばれる偽経が作られて以降、弁才天と宇賀神との結び付きが強固なものとなり、財宝神としての側面が強く現れてくることになる。弁天三部経を見ていくと、巳の日と亥の日に関する記述を見つけることができる。例えば『仏説最勝護国宇賀耶頓得如意宝珠王陀羅尼經』には

若シ有^シ衆生^ニ欲^ス養^フ供^ニ養^セ此^ノ神王^ニ者^ハ、白月^一日^{ヨリ}至^ニ至^ルマテ十五日^ニ或在^ハ清浄ノ室^ニ、或在^ハ靈驗ノ社頭^ニ、若シクハ於^ニ深山高峰^ニ、若^シ於^ニ樹下及^ビ阿蘭若^ニ設^テ四肘ノ壇^ニ可^ク供^ス百味ノ飾膳^ヲ。（中略）若シ不^レ以^テ白月^ニ人者、常^ニ毎月巳^ト亥^トノ日^ヲ可^ク用^フ。

とあり、別の弁才天関係の偽経や修儀にも類似の記述を確認できる。弁才天の縁日の由来がこのような偽経にあることは間違いなく、それが妙音天に対しても敷衍されて、妙音天の縁日が生まれて来たのだろう。弁才天と宇賀神がいつ頃習合し、またいつ頃偽経が作られるようになったのか、これらの問題は未だ解決されていないが、妙音天信仰の中にも明らかに宇賀弁才天の信仰が入り込み、それという認識がないままに受け入れられているようである。楽書として例外ではなく、『愚聞記』では、妙音天の説明の中に宇賀弁才天の描写が混ざっており、偽経も引用されている。

妙音天ハ種々御形御ス、或男女僧形モ御ス、

印相事間ニ、琴ノ御手トテ、左ノ御手ノ掌ヲ仰テ胸ニ横置之、是則琴ノ如横也、右御手ハ左ノ掌ノ上ニシテ箏ヲ彈

スル勢也、

妙音天ハ仏在世ニ蛇ニ乗テ乾方ヨリ仏前ニ来リ給ヘリ、此天ハ則宇賀神也、故御座ヲハタレ座トテヲハシマス、蛇ノ蟠レルヨシナリ、其故ニ乾角ヲハ宇賀ノ方ナルヘシ、

弁才天・大弁才天・妙音天、同体異名ナリ、

經云、若有貧窮人 衣食常乏少 一聞我名字 我必定隨順 現生大福德 若我説此事 若不成就者 我墜無間獄
經於無量劫 永者於仏種文⁽²⁴⁾

「經云」に続く文言が『雨宝檀度頓成宇賀耶惹野藥陸念誦儀軌』という經典の一節で、真福寺文庫藏の『宇賀神功能經』という外題を持つ本に収められている。⁽²⁵⁾このように樂書の中にも宇賀弁才天の影響を受けたものが現れてくるのである。⁽²⁶⁾

では表にある巳の日・亥の日の妙音天供養はみなその影響下においてなされたのかというと、そういうわけでもないように思われる。それは、表で見る限り表18以前の巳の日には縁日だという記述はないので、どこまで弁才天の縁日が意識されていたのか読み取るのは困難であるということ、また、表8・表9・表13は、十九日でありかつ巳の日であるので、更に解釈することが難しくなっているということ、加えて表19も亥の日でありながら十九日であること、といった点が挙げられるからである。

『園太暦』と『園太暦目録』の記述は持明院仙洞御所と洞院家での妙音講を指していると思われる、琵琶に力を入れた北朝方が妙音講をたびたび行っていたことを示しているのであって、妙音天信仰以外のものを表しているとは考えにく

い。同様に山科教言は表20・表21で「妙音天縁日」と記しているが、この日は巳の日でも亥の日でもないで、むしろ十九日を強く意識してこのような書き方をしたと考える方が自然であるように思う。そうかといって、これらの巳の日もしくは亥の日の日が全て偶然だとも考えにくい。『愚聞記』に偽経の引用があったように、宇賀弁才天信仰はかなり早い時期から広がりを見せていたと考えられる。偽経を含め、弁才天秘説の研究はまだ十分になされてはおらず、不明な点が多い。

判断材料として、『看聞日記』を一つの指針とすることができないのではない。『看聞日記』は音楽の記事が豊富で、妙音天のことも多く書かれているが、巳の日や亥の日であるから祀るという記事が一つも見当たらない。『看聞日記』は琵琶の習伝に特に力を入れた伏見宮貞成親王の日記である。それゆえ、楽に関わりのある故事については正しい認識のもとで行事を行っていたと考えられる。

そのような見方をした場合、表の中で『看聞日記』の次に出てくる『言国卿記』に初めて巳の日をはつきりと意識した記述(表46)が出てくるのは非常に示唆的である。『言国卿記』の筆者山科言国は、後土御門天皇が主催した第一回目の弁才天法楽に列席している。²⁷ 文明九年(一四七七)七月二十二日の『お湯殿の上の日記』には

けさへさいてんのほうらくに、御ちふつたうにて、ふしみ殿、ない／＼のおところはかりにて、御かくあり、²⁸
とあり、同日の『親長卿記』には

今日当番召進元長、於弁財天鎮守前有御案、伏見殿御張行、可為御月次云々、伏見殿、^{御比巳}、兵部卿、^兼、言国朝臣、^同、
元長、^兼、俊量朝臣雖被相催故障云々、鎮守前依昨日雨地湿之間、於御持仏堂有此事云々、且叙願云々、²⁹

とある。ここでは妙音天ではなく弁才（財）天と書かれている。よってこれ以後は確実に弁才天の縁日を意識して妙音天法楽などが行われていると思われる。ただしそれでも妙音天と弁才天を同一視しているわけではないのは、楽を奏する際には妙音天を懸けるのであって弁才天を懸けるのではないことや、表79・表80のように妙音天真言と弁才天真言を別に扱っていることから明らかであろう。

四 おわりに

師長が形を整えた妙音天とそれに対する信仰は、妙音天を純粹に音楽神として、即ち楽を習う者が精神的な支えとすべき存在として、認識し祀るものであった。『楽家伝業式』により、秘曲伝授の際には三度礼拝するという具体的な形式が生み出され、継承されていくこととなる。

しかし、これに妙音天像が関わった時、妙音天は信仰の対象だけの存在ではなくなってしまう。『看聞日記』には「西園寺二伝像」という言葉が散見される。これは西園寺家の妙音天像の写しであることを示しているのだが、このように由緒正しい妙音天像を所有していることが家のステータスとして認知されるようになると、妙音天像は、自らの楽統こそが正当なものであるということを訴えるための手段となる。

鎌倉時代末から南北朝時代にかけて、持明院統は正しい皇統の証として琵琶を重視した。なかでも崇光院から始まる伏見宮家は、妙音天を有していたため、勢いの衰え始めていた西園寺家に頼ることなく、儀式の中あるいは日常生活の中に妙音天を取り入れることができた。山科家も同様で、妙音天像を所有し、それに後小松院の勅讃をもらうことにより、笙を家業とする家としての地歩を固めたのである。⁽³⁰⁾

教言以後の山科家の日記にも妙音天は頻出しており、妙音天が琵琶だけでなく音楽全体を司るものであると意識されていたことが明らかである。冒頭でも触れたように、琵琶を持つという本来の形の他に、箏を持つ図柄の妙音天像も描かれ（表28が一例）、妙音天が人口に膾炙していった側面を見出すことができる。

また一方、巳の日を縁日とする宇賀弁才天と重なることにより、妙音天がどのように変容したかという問題がある。妙音天に福德神としての要素が取り込まれたかといえ、表を見る限りそうとも言い切れない。法楽や楽の演奏が行われているところからは、音楽神としての性格がそのまま残っているように思われる。

もっとも、元来妙音天と弁才天がどう違うのかということには議論があり、密教の經典の中でもはっきりした区別はなされていないことが多い。ゆえに変容という言葉は適切でないかもしれない。ただ秘曲伝授資料で挙げられているのは全て妙音天であって弁才天ではない。そこには両者を別物とする考え方が自ずと現れているのではない。

本稿では妙音天講式を始めとする声明関係の資料についてほとんど触れることができなかったが、それらが重要な資料であることは言うまでもない。どのような性格付けをされていたかということを含め、妙音天を包括的に捉える作業を進めていかなければならない。

注

- (1) 第一冊「奉持天女像事」。岩佐美代子『校注文机談』（笠間書院、一九八九年）
- (2) 磯水絵「琵琶秘曲伝授作法の成立と背景」（磯「説話と音楽伝承」和泉書院、二〇〇〇年）、高橋秀樹「家と芸能——琵琶の家」西園寺家をめぐって——（五味文彦編「芸能の中世」吉川弘文館、二〇〇〇年）。他にも妙音天信仰については以下の研究がある。榊泰純「琵琶の秘曲伝授作法と妙音天」（榊「日本仏教芸能史研究」風間書房、一九八〇年）、乾克

めたといわれる」とされているが、疑問がある。

- (14) 大阪女子大学近世文学研究会編『日次紀事 本文と索引』（前田書店、一九八二年）。近世以降の西園寺家の妙音天を扱ったものに、西田かはる「西園寺家の妙音天信仰について」（『学習院大学史料館紀要』第十号、一九九九年三月）があるが、この妙音講については触れられていない。

- (15) この夢想については、位藤邦生「『看聞日記』の文学的研究」（位藤「伏見宮貞成の文学」清文堂、一九九一年）に言及があり、「殊更十九日也」と書いたのは、かつて貞成親王が、父栄仁親王から秘曲楊真操を伝授されたのが応永十八年（一四一一）十一月十九日であったからだとされている。確かにそのように限定された解釈も可能ではあるう。しかし、ではなぜ伝授は十九日だったのか。十九日の事例が多いゆえ、偶然とは思われない。ここでは音楽史の中で十九日がどのような意味を持っているのかということを考えたい。

- (16) 『大日本史料』第四編之四・建久三年七月十九日条（藤原師長覺伝）

- (17) 史料纂集「公衡公記」（統群書類従完成会）

- (18) 妙音講が楽を伴ったものであったことは妙音天講式の本文中に演奏曲目が記載されていることから分かる。講式中の演奏曲は順序変更や省略も認められるが、琵琶の曲のみは省略不可とされている。それゆえ、『公衡公記』のように楽の演奏がなかったというのは、妙音講の本来のあり方から外れるものであるということになる。

- (19) 史料纂集「教言卿記」（統群書類従完成会）。「高橋」というのは「教言卿記」に散見される高橋範舜という人物だと思われるが、詳しいことは分からない。

- (20) 注（2）前掲書。

- (21) 岩田宗一「講式と雅楽―妙音天講式を中心として―」（岩田「声明の研究」法蔵館、一九九九年）

- (22) 当時の様子については、坂本麻実子「十五世紀の雅楽界」③～⑤（『MLA JOURNAL NEWSLETTER』第二十八号～第三十号、一九八五年一月～一九八五年五月）、同「応仁の乱後の天皇家の雅楽」（『桐朋学園大学研究紀要』第二十号、一九九四年）に詳しい。

- (23) 山本ひろ子「宇賀神―異貌の弁才天女」（山本「異神―中世日本の秘教的世界」平凡社、一九九八年）

- (24) 図書寮叢刊『伏見宮旧蔵楽書集成』二（明治書院、一九九五年）

(25) 伊藤聡氏によれば、この本に収められている諸経は、弁天五部経以前の宇賀弁才天関係の經典の姿を示しているという。

伊藤「大須文庫蔵『宇賀神功能經』」(『国学院大学日本文化研究所紀要』第七十七輯、一九九六年三月)

(26) 「経云」以下の文言は『體源抄』十一ノ下にも「妙音天御誓願云」として、小異はあるが引かれている。

(27) 注(22) 前掲諸論文。記録には「弁才天御楽」「弁才天法楽」の語が見られるようになり、順調に回数を重ねていったことが分かる。

(28) 『統群書類従』補遺三「お湯殿の上の日記」(統群書類従完成会)

(29) 増補史料大成『親長卿記』(臨川書店)

(30) 山科家の妙音天像の製作過程は『教言卿記』に詳述されている。例えば応永十四年(一四〇七)六月十九日条に「妙音天絵所行広書整進之、殊勝々々、是本ハ西園寺ヲ写止、孝繼所持本也、」とあり、教言が西流琵琶の藤原孝繼から妙音天の絵像を借り受け、それを土佐行広に写させていることが分かる。孝繼所持の妙音天像は西園寺の妙音天像を写したものである。勅讀に関しては、応永十五年(一四〇八)十月二十八日条に「妙音天讀事、禁裏へ申入之處、震筆^ニ厳重被遊之、被送下之条、忝畏存候也、為道為家重宝々々、転子孫可秘藏々々々、」とある。先行研究には、谷信一「土佐行広考―土佐派研究の一節―」上・下(『美術研究』第二二七号・第二二八号、一九四二年十一月・一九四三年一月)、荻野三七彦注(2) 前掲書がある。

資料・妙音天供養記錄年表

年号	西曆	月日	干支	記事（へは備考を表す）	典拠資料
弘安十二年	一二八八	二月十九日	甲戌	妙音講如例、但無音楽、	公衡公記
正安二年	一三〇〇	九月十九日	辛酉	北山妙音堂妙音講御講事	実躬卿記
元亨三年	一三二三	六月二十五日	乙酉	百日有楽事、此日満百ヶ日、仍行妙音講、自院御方有御沙汰、 於御持仏堂被行之、	花園天皇宸記
		十月十六日	乙亥	伝聞、今夜於禁裏有妙音講云々、雖無先例被行云々、妙音天 新造云々、〔中略〕朝観法印読式云々、為希有事、仍以伝説記 之、	花園天皇宸記
貞和二年	一三四六	三月二十六日	乙巳	春宮大夫執行妙音講之事、	園太曆目録
		九月三十日	乙巳	仙洞妙音講始行事、	園太曆目録
		閏九月十九日	甲子	抑今日仙洞妙音講云々、実守卿参仕、其儀可尋記、 〔妙音講事〕と傍記、園太曆目録「仙洞妙音講事、」	園太曆
		十月十九日	癸巳	仙洞妙音講事、	園太曆目録
		十二月十九日	癸巳	妙音講事、	園太曆目録
文和元年	一三五二	十月二十九日	己巳	妙音講始行事、	園太曆目録
		十二月十八日	丁巳	今日妙音講大納言行了、不及管絃也、孝明法印読式也、 〔園太曆目録「妙音講不及管絃事、」	園太曆
文和二年	一三五三	正月二十四日	癸巳	妙音講大納言執沙汰事、	園太曆目録
		二月十九日	丁巳	大納言妙音講事、 〔大納言〓洞院実夏〕 〔大納言〓洞院実夏〕	園太曆目録

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
貞治三年	貞治五年	應安四年	應永十三年	應永十四年	應永十六年	應永二十三年	應永二十四年	應永二十六年					
一三六四	一三六六	一三七一	一四〇六	一四〇七	一四〇九	一四一六	一四一七	一四一九					
四月二十日	五月二十四日	十月十九日	十月十六日	九月十九日	五月十九日	四月十九日	四月十九日	正月十九日	四月十九日	十二月十九日	正月十九日	七月二十日	
丁巳	丁亥	戊辰	壬午	乙未	乙亥	壬申	辛卯	辛巳	丙午	乙亥	庚子	甲子	癸亥
妙音講事、	□夜於禁裏被行妙音講 ^{云々} 、近代無此事歟、役人等可尋記、 (頭書としてこの記事あり)	今夜於北山被行妙音講、(體源抄)上ノ上「北野殿妙音講」 此間、於北山殿、連々□□覽有之、又詩哥御会同有之 ^{云々} 、妙音 講同有之 ^{云々} 、猶委可尋記、 (裏頭書としてこの記事あり)	伝聞去夜被行妙音講云々 (十月十五日の干支は甲午)	妙音天御縁日重日、旁以樂座張行、 樂張行、今日、殊更妙音天縁日之間、且幸秋所持本尊、後光嚴 院震筆借渡懸之、	今日妙音天日也、仍俄樂欲張行之、 (凡今月今日妙音天縁日之上、新調之本尊懸之也、)とも記す)	妙音天御法樂、重日樂等也、	妙音天秘曲奉法樂、	妙音天秘曲奉法樂、	妙音天奉法樂、	妙音天秘曲奉法樂、	妙音天法樂、	今夜有新圓妙音天供養御樂、(中略)被懸妙音天於北方、 (「院妙音天法樂御樂事」と傍記)	
園太曆目錄	師守記	後愚昧記	師守記	愚管記	教言卿記	教言卿記	教言卿記	看聞日記	看聞日記	看聞日記	看聞日記	看聞日記	薩戒記

28	七月二十六日	己巳	抑去二十日仙洞有御案、妙音天被奉新写、 事詳後條 、 佐持筆書之 、為御法案有秘曲、 〔薩戒記〕と同内容の記述	看聞日記
29	七月十九日	丙戌	抑夏中万秋楽秘曲弾、今日結願了、〔中略〕客殿奉懸妙音天像、 本朝	看聞日記
30	十二月十九日	癸丑	妙音天奉法案、	看聞日記
31	正月十九日	癸未	万秋楽秘曲奉妙音天法案、	看聞日記
32	七月十九日	庚辰	万秋楽秘曲妙音天奉法案、	看聞日記
33	十二月十九日	壬申	妙音天万秋楽奉法案、	看聞日記
34	七月十九日	壬辰	抑夏中音楽稽古今日結願、万秋楽一具弾之、妙音天法案無為結願了、	看聞日記
35	六月二十九日	癸巳	今朝先奉懸妙音天像蘇合一具奉法案令祈念、	看聞日記
36	四月十八日	癸卯	四辻前中納言参、〔中略〕抑本尊妙音天像、 其代 有拝見之志之由、 事詳後條 、 有拝見之志之由、 頼所望之間奉出、拝見殊勝之由感嘆申、平調楽三 事詳後條 法案、	看聞日記
37	三月十五日	甲子	阿弥陀・妙音天ヲカケナラへ、為法案盤涉調調子〔中略〕千秋楽奉吹了、此楽以後心経三十三卷三十三度礼拝シタマツリ了、	言国卿記
38	三月十六日	乙丑	妙音天ヲ奉懸、盤涉調同調子〔中略〕千秋楽、法案ニフキ了、楽以後三十三度礼拝心経昨日同之、	言国卿記
39	三月十七日	丙寅	今日モ盤涉調々子〔中略〕千秋楽、妙音天ニ法案ノタメフキタテマツリ了、〔中略〕今日結願ナリ、礼拝・心経・楽昨日同之、	言国卿記

54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
天文十四年	天文十三年	天文十一年	明応七年	明応三年	明応二年	延徳四年	文明十三年			文明十年				
一五四五	一五四四	一五四二	一四九八	一四九四	一四九三	一四九二	一四八一			一四七八				
正月十一日	正月四日	正月十二日	正月二日	正月二日	正月四日	六月一日	五月十九日	十一月十一日	七月十二日	五月六日	七月三十日	五月十六日	五月六日	四月二十八日
乙亥	癸卯	癸巳	乙亥	壬辰	庚午	庚子	癸巳	己巳	壬申	丁卯	丁丑	甲子	甲寅	丙午
今日樂始、妙音天御酒參、	今朝樂始、於本尊前、平調々子五句、〔中略〕其駒等吹了、則本尊御蓋頂戴了、	妙音天へ御酒參、万歳樂、〔中略〕慶徳吹手向候、次陵王破吹候了、	夜二人妙音天二相向テ樂始也、	夜向妙音天樂始畢、	今夕樂始、	正月餅本所妙音天參、	月次樂二蘇合一具在之、妙音天ヲカケ畢、	樂以後スル也、心経同之、ミノ日間也、	奉懸妙音天、為法樂天人樂三十三反奉吹也、同三十三度札拝	七夕曲ノ宿願之間、奉妙音天懸略万秋樂二具吹畢、	妙音天為法樂、蘇合二具吹畢、	奉懸妙音天、法樂黃鐘調樂〔中略〕鳥フキ了、	為妙音天法樂、盤涉調〔中略〕千秋樂ヲフキ了、	今日妙音天為法樂平調〔中略〕太平樂、以後心経三十三卷同札拝在之、
言繼卿記	言繼卿記	言繼卿記	言國卿記	言國卿記	言國卿記	山科家札記	言國卿記	言國卿記	言國卿記	言國卿記	言國卿記	言國卿記	言國卿記	言國卿記

68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55
弘治 年		天文 二十四年					天文 二十三年	天文 二十二年	天文 二十一年	天文 二十年	天文 十九年	天文 十六年	
一五五六		一五五五					一五五四	一五五三	一五五二	一五五一	一五五〇	一五四七	
十一月二日	正月三日	正月一日	二月四日	正月十六日	正月四日	正月二日	正月一日	正月一日	正月四日	正月四日	三月十一日	正月四日	九月九日
丁巳	己亥	丁酉	乙亥	丁巳	乙巳	癸卯	壬寅	戊寅	丁亥	癸巳	乙亥	丁巳	己巳
五常樂急 反吹之、	昨日不吹之間、看經に神樂 音 、庭火、早韓神吹之、又妙音天へ 德 一 反吹之、心經七卷、真言七返看經了、	今日樂始、妙音天御酒供之、笙吹之、五常樂急、太平樂急、慶	如例年 三 從妙音天掛之、葩日々仏供等供之、	五常樂急 反音 、吹之、妙音天看經了、	多武峯、不動等看經沙汰、妙音天看經、太平樂急 反 、笛吹了、	於妙音天御前五常樂急 二 反吹之、	樂始五常樂急、太平樂急笛吹之、於妙音天御前也、	樂急、太平樂急笛吹之、	予四方拝沙汰之、看經、次神樂 音 、少々吹之、次懸妙音天、五常	掛妙音天一幅、供御酒等、樂五吹之、	妙音天供酒肴、樂始吹、	今朝於本尊前樂七吹之、	於四辻亭三条大納言興行、卯辰刻蘇合香 具 、為妙音天法樂有
言繼卿記	言繼卿記	言繼卿記	言繼卿記	言繼卿記	言繼卿記	言繼卿記	言繼卿記	言繼卿記	言繼卿記	言繼卿記	言繼卿記	言繼卿記	言繼卿記

(表 55 同様妙音天法樂か)

69	70	71	72	73	74	75	76	77	78
弘治四年	永祿十一年	永祿十三年			天正四年	天正七年	天正十年		
一五五八	一五六八	一五七〇			一五七六	一五七九	一五八二		
十一月十四日	正月二日	正月七日	正月十五日	正月一日	正月七日	正月五日	正月十七日	正月一日	
己巳	辛亥	丁巳	乙丑	己巳	乙亥	丁巳	辛亥	癸亥	庚申
妙音天法樂、	看經、自昨日奉掛妙音天、五常樂急 ^反 ・太平樂急 ^反 吹之、	聖降日之間、鎮宅靈符五座如例行之、次掛妙音天影供御酒餅等、笛五常樂急太平樂急各二反吹之、	妙音天奉掛之供粥、五常樂急、 ^反 太平樂急 ^反 笛吹之拝之、於愚亭四方拜如例年沙汰之、次掛春日名号、神樂 ^急 、少々法樂吹之、繆唯識論看經如例、次掛妙音天、供餅御酒等、五常樂急、太平樂急等笛吹之、看經了、	鎮宅靈符、聖降日之間如例三座、〔中略〕次掛妙音天影、仏供葩等供之、笛五常樂急、太平樂急等二反吹之、看經了、	守秋朝臣来、左督笙稽古、巳日之間、掛本尊御酒供之、樂吹之、同予等三人吹之、 (言經卿記「巳日之間、妙音天繪像懸之、御キ・ス、等供之、次老父・予・守秋朝臣等樂吹之、」)	禁中黒戸ニテ妙音天御法樂御樂有之、	妙音天御法樂ニ參内之事、月水卜同居同火如何之由遣迎院へ相尋之處ニ、隔一夜可然云々、 (今日御樂故障申了、)とも記す)	春日社名号奉掛看經、神樂音取、〔中略〕次妙音天奉掛、五常樂急・太平樂急等笙ニテ吹之、次看經了、	言經卿記
言經卿記	言經卿記	言經卿記	言經卿記	言經卿記	言經卿記	言經卿記	言經卿記	言經卿記	言經卿記

79	80	81	82	83
天正十九年	文祿五年	慶長三年		慶長十三年
一五九一	一五九六	一五九八		一六〇八
正月一日	正月一日	三月二十一日	四月二十九日	六月二十八日
戊戌	己巳	丙午	甲申	癸未
金胎不二真言十反、次荒神、真言十反、〔中略〕妙音天真言十返、八百万神、金胎不二真言十反、弁才天真言十反、大黒天真言十反等唱之看経了、	伊勢社御本地大日如来小呪十返・〔中略〕次大黒天・弁才天・妙音天・毘沙門天・愛染明王・不動明王等真言十返ツ唱之拝之、	めうおんの御ほうらくにて、く御にも御しやうし、ちけはかり十五人にてあり、	めうおんの御ほうらく、	此月御くわんはたしにて、けふ御かくあり、めうおんかゝりて御百みまいる、〔中略〕めうおんへ御たちおりかみまいる、
言経卿記	言経卿記	お湯殿の上の日記	お湯殿の上の日記	お湯殿の上の日記

典拠資料

- 公衡公記Ⅱ史料纂集『公衡公記』（統群書類従完成会）
実躬卿記Ⅱ大日本古記録『実躬卿記』（岩波書店）
花園天皇宸記Ⅱ増補史料大成『花園天皇宸記』（臨川書店）
園太暦目録Ⅱ史料纂集『園太暦』（統群書類従完成会）
園太暦Ⅱ『園太暦』（大洋社）・史料纂集『園太暦』（統群書類従完成会）
師守記Ⅱ史料纂集『師守記』（統群書類従完成会）
後愚昧記Ⅱ大日本古記録『後愚昧記』（岩波書店）
愚管記Ⅱ統史料大成『愚管記』（臨川書店）
教言卿記Ⅱ史料纂集『教言卿記』（統群書類従完成会）
看聞日記Ⅱ図書寮叢刊『看聞日記』（明治書院）・統群書類従『補遺二「看聞御記」』（統群書類従完成会）
薩戒記Ⅱ大日本古記録『薩戒記』（岩波書店）
言国卿記Ⅱ史料纂集『言国卿記』（統群書類従完成会）
山科家礼記Ⅱ史料纂集『山科家礼記』（統群書類従完成会）
言繼卿記Ⅱ新訂増補『言繼卿記』（統群書類従完成会）
言経卿記Ⅱ大日本古記録『言経卿記』（岩波書店）
お湯殿の上の日記Ⅱ『統群書類従』補遺第三「お湯殿の上の日記」（統群書類従完成会）
干支は、日記中の記述に加え、湯浅吉美編『日本暦日便覧』上・下（汲古書院、一九八五年）を参照した。